

RECORD



HOLDER

# 第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 令和6年12月19日(木曜日)  
午前10時 [開場:午前9時30分]

開催場所 福岡市中央区天神二丁目2番43号  
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
  - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

目次	●株主の皆さまへ..... 1
	●第36回定時株主総会招集ご通知..... 2
	●株主総会参考書類..... 7
	●事業報告..... 18
	●連結計算書類..... 37
	●計算書類..... 39
	●監査報告書..... 41
	●ご参考..... 46
	●株主総会会場のご案内



※TFCO株式会社調べ「最大の顔用保湿ジェルブランド」  
(パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ 2022年1月~12月販売実績)



<https://s.srdb.jp/4931/>

 新日本製薬

# フィロソフィー

## パーパス -PURPOSE-

美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。

## 経営理念 -MISSION-

お客さまには最高の満足と信頼を  
社員には幸せと未来への夢を  
私たちは社会に貢献する企業として  
限りなく幅広い発展をめざします

## バリュー -VALUE-

感動創造  
creating inspiration

## 行動指針 -CREDO-

私たちは、  
挨拶 笑顔 利他の心を大切にします  
傾聴 共感 感謝の姿勢を徹底します  
挑戦 変化 成長の志向で行動します



### ロゴマークに込めた想い

社名の頭文字を基調とした「S」には、SATISFACTION－最高の顧客満足－を実現させたいという想いを込めています。また、コーポレートカラーである「赤色」は、理念の実現に向けたバリューである「感動創造」への熱い情熱と使命感を表しています。

株主の皆さまへ



新日本製薬 株式会社  
代表取締役社長CEO

後藤 孝洋

## 新たな中期経営計画のもと パーパスの実現をめざして

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第36回定時株主総会を令和6年12月19日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当期は、新型コロナウイルス感染症の収束により社会経済活動の正常化が進展し、インバウンド需要の回復や所得環境の改善等が見られました。一方で、不安定な国際情勢による資源価格の高騰や為替動向、賃金上昇を上回る物価上昇の影響等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社グループは、デジタルマーケティングの強化や育成ブランドへの積極的な投資に取り組み、過去最高の売上高及び利益を更新いたしました。また、当社の主力商品「パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ」が世界売上No.1としてギネス世界記録™に認定\*されました。

これもひとえにステークホルダーの皆さまのご支援の賜物と、心より感謝の意を表し、当期は普通配当に加えて1株当たり10円の記念配当の実施をご提案申し上げます。

当社グループは、新中期経営計画「Growth Next 2027」（2025年度～2027年度）を策定し、本年11月に発表いたしました。パーパスの実現に向け、グローバル展開における基盤固めの期間として全社一丸となって事業活動へ取り組み、世界中の一人でも多くの方が幸せや感動に満ちた笑顔あふれる毎日を過ごせるよう、次のステージへとチャレンジしてまいります。

\*：TFCO株式会社調べ「最大の顔用保湿ジェルブランド」  
（パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ2022年1月～12月販売実績）

証券コード4931

令和6年12月4日

(電子提供措置の開始日 令和6年11月27日)

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

新日本製薬株式会社

代表取締役社長CEO 後 藤 孝 洋

## 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

[https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/ir\\_library/meeting](https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/ir_library/meeting)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、銘柄名（新日本製薬）又は証券コード（4931）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、後記記載の議決権行使方法のご案内に従い、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、令和6年12月18日（水曜日）午後5時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 令和6年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
  2. 場所 福岡市中央区天神二丁目2番43号  
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第36期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第36期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

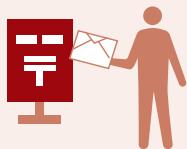
以上

## お願い

- ・車いすのサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等のお手伝いが必要な方は、当日受付までお申し付けください。
  - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- 事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要  
株式会社への支配に関する基本方針
  - 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- なお、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

以下の3つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

令和6年12月18日（水曜日）  
午後5時50分必着



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

#### 行使期限

令和6年12月18日（水曜日）  
午後5時50分



### 株主総会にご出席される場合

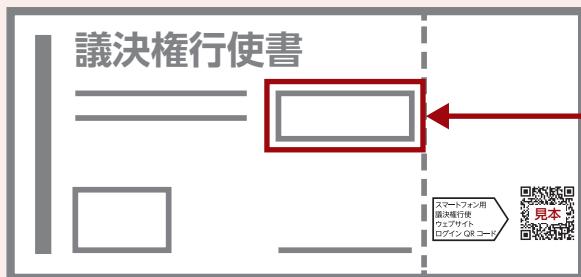
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 日時

令和6年12月19日（木曜日）  
午前10時

・株主総会のお土産や商品展示ブースの設置はございませんので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4号議案

賛成の場合 「賛」の欄に○印	反対の場合 「否」の欄に○印
-------------------	-------------------

#### 第2号議案

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印	全員反対の場合 「否」の欄に○印
---------------------	---------------------

一部の候補者に反対の場合

「賛」の欄に○印をし、右欄に反対の候補者の番号をご記入ください。

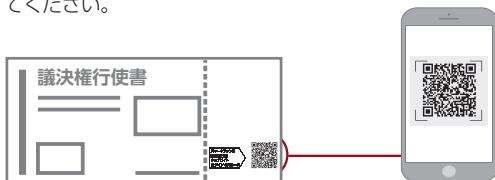
- ・書面（郵送）又はインターネットにより複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱います。なお、書面（郵送）とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- ・各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 「スマート行使」による方法

#### 1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

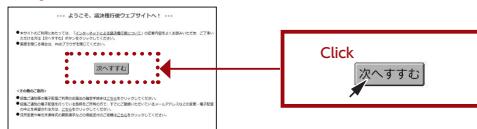


**QRコードを用いたログインは初回の議決権行使に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「議決権行使コード・パスワード入力」による方法をご確認ください。

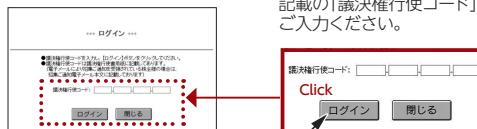
### 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

#### 1 議決権行使サイトへアクセスする <https://www.web54.net>



#### 2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



#### 3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### ！「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

**0120-652-031** (受付時間 9:00～21:00)

＜機関投資家の皆さまへ＞ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 「ネットで招集」についてのご案内



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!

# 「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/4931/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

### Point 1 「スマート行使」に簡単アクセス

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

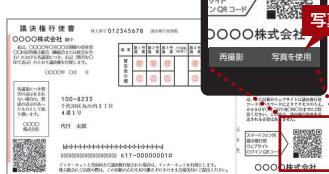
### Point 2 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」ボタンをタッチ後カメラをかざしてQRコードを読み取ってください。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。



「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



### Point 3 簡単スケジュール登録

Googleカレンダーに登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

地図・交通案内

### Point 4 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

## 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保した上で、継続的かつ安定的に業績に応じた利益配分を行うことを基本としております。

当社は当期において、主力商品「パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ」が顔用保湿ジェル市場売上シェア世界 No.1 として、ギネス世界記録™に認定\*されました。つきましては、株主の皆さまの日ごろのご支援に感謝の意を表すため、普通配当35円に記念配当10円を加え、当期の期末配当は1株につき45円といたしたいと存じます。

\*：TFCO株式会社調べ「最大の顔用保湿ジェルブランド」

(パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ 2022年1月～12月販売実績)

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 45円00銭 (普通配当35円・記念配当10円)  
配当総額 970,849,215円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和6年12月20日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名	性別	現在の当社に おける地位	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1 再任	ごとう たか ひろ 後藤 孝 洋	男性	代表取締役社長 CEO	100% (10回/10回) 19年
2 再任	ふく はら みつ よし 福原 光 佳	男性	専務取締役COO	100% (10回/10回) 8年
3 再任 社外 独立	やす だ さち よ 安田 幸 代	女性	取締役（非常勤）	100% (7回/7回) 1年
4 新任 社外 独立	みなみ たに あさ こ 南谷 朝 子	女性	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 安田幸代、南谷朝子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 南谷朝子氏の戸籍上の氏名は末竹朝子であります。
5. 安田幸代氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって1年になります。
6. 当社は、安田幸代氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- また、本議案において南谷朝子氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、安田幸代氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案において同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、本議案において南谷朝子氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の保険料は全額当社が負担しており、令和7年6月に更新される予定であります。
9. 本議案の内容は、代表取締役、専務取締役及び3名の独立社外取締役を委員とする取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の賛成の答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。



候補者  
番号

1

ごとう たかひろ  
後藤 孝洋

昭和46年1月16日生

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

平成7年7月	株式会社新日本リビング 入社	平成28年3月	株式会社新日本医薬（現当社） 代表取締役社長
平成10年9月	当社 部長	令和3年9月	株式会社フラット・クラフト 代表取締役会長
平成17年12月	当社 代表取締役社長	令和3年12月	当社 代表取締役社長CEO（現任）
平成26年4月	株式会社新日本ホールディングス （現当社）取締役		

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

後藤孝洋氏は、当社経営理念として「お客さまには最高の満足と信頼を 社員には幸せと未来への夢を 私たちは社会に貢献する企業として 限りなく幅広い発展をめざします」を掲げ、当社の永続的な発展と企業価値の向上において貢献してまいりました。また、パーパスのもと新たな成長戦略により、事業をさらに飛躍させるための中期経営計画「Growth Next 2027」を策定し、経営全般をリードしてきました。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式の数  
862,152株

取締役会出席回数  
10回／ 10回



候補者  
番号

2

ふくほら みつよし  
福原 光佳

昭和47年3月18日生

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

平成3年5月	有限会社丸勘運輸入社	平成28年10月	当社 通販事業部長 兼 ビジネスプロモーション事業部長
平成6年5月	株式会社コスミック（現 夢みつけ 隊株式会社）入社	平成28年12月	当社 取締役通販事業部長
平成17年5月	株式会社ホット・コミュニケーション 取締役	平成31年2月	当社 取締役執行役員営業部長
平成22年4月	株式会社JIMOS入社	令和元年12月	当社 常務取締役
平成25年4月	当社 入社	令和3年12月	株式会社フラット・クラフト 取締役会長
平成25年4月	当社 ダイレクトマーケティング 事業部次長	令和3年12月	当社 専務取締役COO（現任）
平成26年4月	当社 マーケティング事業部次長	令和4年12月	株式会社フラット・クラフト 代表取締役社長（現任）
平成27年4月	当社 通販事業本部部长	令和5年7月	PERFECT ONE US Co.,Ltd. President（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社フラット・クラフト 代表取締役社長  
PERFECT ONE US Co.,Ltd. President

【取締役候補者とした理由】

福原光佳氏は、当社での通販事業モデルの再構築を主導し、当社の基幹事業である通販事業の成長、拡大を支えてまいりました。専務取締役COO就任後は、当社の事業拡大の積極的な推進及び新規事業であるPERFECT ONE FOCUSブランドの確立や世界最大の化粧品市場である米国への進出を主導する等、当社企業価値の向上にも貢献してまいりました。今後も当社の企業価値の向上及び永続的な発展に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式の数  
63,078株

取締役会出席回数  
10回／ 10回



所有する当社株式の数  
一株

取締役会出席回数  
7回 / 7回

候補者  
番号

3

やす だ さち よ  
**安田 幸代**

昭和44年9月17日生

再任

社外

独立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- |             |                                 |             |  |
|-------------|---------------------------------|-------------|--|
| 平成 4 年 4 月  | 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 | 平成 25 年 4 月 | 同社 アセスメント事業部 東海・関西営業部長兼務               |
| 平成 11 年 4 月 | 同社 人材総合サービス部 営業マネージャー           | 平成 26 年 4 月 | 株式会社リクルートキャリア（現株式会社リクルート） 新卒事業統括部 執行役員 |
| 平成 20 年 4 月 | 同社 HRカンパニー 首都圏営業部長              | 令和 元 年 5 月  | 株式会社エクサウィザーズ入社 執行役員                    |
| 平成 21 年 4 月 | 同社 新商品企画部門 ゼネラルマネージャー           | 令和 4 年 3 月  | 株式会社CLホールディングス 社外取締役（現任）               |
| 平成 22 年 4 月 | 同社 HRカンパニー 東海営業部長               | 令和 4 年 11 月 | 株式会社 LegalOn Technologies 事業開発責任者（現任）  |
| 平成 24 年 4 月 | 同社 新卒事業本部 東海・関西営業部長             | 令和 5 年 12 月 | 当社 取締役（現任）                             |

**【重要な兼職の状況】**

株式会社CLホールディングス 社外取締役  
株式会社LegalOn Technologies 事業開発責任者

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

安田幸代氏は、長年にわたり企業における人財採用や組織開発、D&IなどHR領域に携わってきた経験と見識を有しております。また、HR領域のみならず、IT・DX領域の知見も豊富であることから、これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営全般に対し、適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



所有する当社株式の数  
一株

取締役会出席回数  
一回 / 一回

候補者  
番号

4

みなみ たに あさ こ  
**南谷 朝子**

昭和50年10月8日生

新任

社外

独立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- |              |   |            |                              |
|--------------|---|------------|------------------------------|
| 平成 14 年 10 月 | 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）福岡事務所入所          | 令和 6 年 6 月 | ヤマウホールディングス株式会社 監査等委員（現任）    |
| 平成 28 年 10 月 | 南谷朝子公認会計士事務所（現南谷朝子公認会計士税理士事務所）開設 所長（現任） | 令和 6 年 6 月 | 公益社団法人久山生活習慣病研究所 監事（非常勤）（現任） |
| 平成 29 年 4 月  | 公益財団法人大野城まどかびあ 監事（非常勤）（現任）              |            |                              |
| 平成 30 年 4 月  | 公立大学法人福岡女子大学 監事（非常勤）（現任）                |            |                              |
| 令和 2 年 9 月   | 国立大学法人佐賀大学 監事（非常勤）（現任）                  |            |                              |

**【重要な兼職の状況】**

南谷朝子公認会計士税理士事務所 所長  
ヤマウホールディングス株式会社 監査等委員

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

南谷朝子氏は、公認会計士として豊富な経験と高い専門性を有しております。また、長年にわたり企業経営における内部統制や会計・財務の分野でのご経験を培われてきました。これらの知見及び経験を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営全般に対し、適切な監督や有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



所有する当社株式の数  
一株

みなみに あさこ  
**南谷 朝子**

昭和50年10月8日生

社外 独立

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成14年10月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）福岡事務所	令和6年6月	ヤマウホールディングス株式会社 監査等委員（現任）
平成28年10月	南谷朝子公認会計士事務所（現南谷朝子公認会計士税理士事務所）開設 所長（現任）	令和6年6月	公益社団法人久山生活習慣病研究所 監事（非常勤）（現任）
平成29年4月	公益財団法人大野城まどかぴあ 監事（非常勤）（現任）		
平成30年4月	公立大学法人福岡女子大学 監事（非常勤）（現任）		
令和2年9月	国立大学法人佐賀大学 監事（非常勤）（現任）		

#### 【重要な兼職の状況】

南谷朝子公認会計士税理士事務所 所長  
ヤマウホールディングス株式会社 監査等委員

#### ■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

南谷朝子氏は、公認会計士として豊富な経験と高い専門性を有しております。また、長年にわたり企業経営における内部統制や会計・財務の分野でのご経験を培われてきました。これらの知見及び経験を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社に必要な助言及び監査・監督いただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 南谷朝子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 南谷朝子氏が就任された場合は、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定であります。  
4. 南谷朝子氏が就任された場合は、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、南谷朝子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、D&O保険の被保険者に含まれることとなります。

## (ご参考) 取締役会のスキルマトリックス [令和6年12月19日(木)以降の予定]

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人財にて構成するものとし、そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

	氏名	当社における地位	年齢	性別	在任年数	専門性・経験						
						企業経営 経営戦略	マーケティング 営業	海外事業	M & A アライアンス	法務 リスク管理	財 会 金	務 計 融
取締役	後藤孝洋	代表取締役社長CEO 指名報酬諮問委員会委員	53	男性	19	●	●		●	●		●
	福原光佳	専務取締役COO 指名報酬諮問委員会委員	52	男性	8	●	●	●			●	●
	安田幸代	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	55	女性	1	●	●					●
	南谷朝子	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	49	女性	—						●	●
監査等委員	善明啓一	取締役(独立社外) 監査等委員会委員 指名報酬諮問委員会委員	67	男性	1	●		●		●		●
	田邊俊	取締役(独立社外) 監査等委員会委員	63	男性	1				●	●		●
	中西裕二	取締役(独立社外) 監査等委員会委員	63	男性	1	●			●		●	●

スキルマトリックス各項目の選定理由

項 目	選定理由
企業経営・経営戦略	「美と健康のライフスタイル創造カンパニー」実現に向けたHealth & Beauty分野におけるさらなる成長、重点課題解決推進のため、特にHealth & Beauty分野での上場企業やそれに準じる企業におけるマネジメント経験、経営実績を持つ取締役が必要である。
マーケティング・営業	Health & Beauty分野における今後のさらなる成長のための、基幹ブランドの強化、新ブランド開発、販売力強化に向けた経営戦略を策定するには、マーケティング・営業部門の経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
海外事業	成長戦略上重要な課題である海外展開を加速するための経営戦略を策定し、経営陣に対する監督機能を発揮するためには、海外事業や海外法人における経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
M&A・アライアンス	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、M&Aや事業投資、資本提携、事業提携などを適時・適切に行うことが必要であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
法務・リスク管理	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上には、適切なガバナンス体制のもと、コンプライアンスの推進・向上、リスク管理の徹底が不可欠であり、取締役会による経営陣の監督機能を効果的に発揮するためには、上場企業やそれに準じる企業におけるコンプライアンス部門やリスク管理に関する経験・実績を持つ取締役が必要である。
財務・会計・金融	当社の中長期的な企業価値向上のためには、正確かつ迅速な財務情報の開示、事業運営と連動した適切かつ十分な資金調達是非常に重要な要素であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、上場企業やそれに準じる企業における財務・会計・金融についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
ESG・サステナビリティ	当社が社会に貢献する企業として中長期的に発展していくためには、ESG・サステナビリティに関する取り組みが必要不可欠であり、取締役会としてガバナンス体制の確立と環境・社会・経済など持続可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するため、上場企業やそれに準じる企業における当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。

## 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

当社は、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的とし、役員退職慰労金に代わる株式報酬制度であるリストラクテッド・ストック制度（以下、「退職慰労型RS制度」といいます。）として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付普通株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で年額300万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内と決議いただいております。また、業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下、「PSU制度」といいます。）として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対する普通株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で、対象期間である3事業年度ごとに、当社普通株式60,000株に交付時株価を乗じた額以内と決議いただいております。

このたび、株式報酬をすべて譲渡制限付株式とすることで、株式報酬における取締役と株主の皆さまとの価値共有という目的を一層強固に実現するため、上記のPSU制度の運用を将来に向かって廃止し、改めて、金銭報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して業績連動型株式報酬制度（以下、「本RS制度」といいます。）を導入し、譲渡制限付普通株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数を退職慰労型RS制度と合わせて年75,000株以内とすることとし、譲渡制限付普通株式付与のための金銭報酬債権の総額を当社普通株式75,000株に交付時株価を乗じた額以内とすること、及び対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会からは相当である旨の意見表明を受けております。

PSU制度の対象期間である令和6年9月期から令和8年9月期までのうち、令和6年9月期までの業績に対応した株式については、株式報酬規程（パフォーマンス・シェア・ユニット）の定めに従い令和8年9月期の終了後に支給いたしますが、令和7年9月期及び令和8年9月期については、運用を廃止したこととともない株式を支給しないこととし、以降の期間についても株式を支給しないことといたします。

本議案に係る本RS制度に基づく報酬等の支給は、当社における対象取締役の貢献等諸般の事情を総合的に勘案の上決定されており、その内容は相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の対象取締役は2名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は2名となります。

本RS制度は、取締役会があらかじめ定める、原則として1事業年度又は3事業年度（以下、「業績評価期間」といいます。）における業績目標の達成度合いに応じて、対象取締役に対して

---

業績評価期間終了後に、業績連動型譲渡制限付株式報酬を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役が当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当てるものです。

対象取締役に対して支給されることとなる金銭報酬債権の額については、交付株式数（注1）に交付時株価（注2）を乗じることにより算定されます。

（注1）「交付株式数」とは、対象取締役の役位に応じて決定される株式数に、業績評価期間の業績目標の達成度合いに応じた支給率を乗じて算定されるものです。

（注2）「交付時株価」とは、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を指します。

本RS制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に際しては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

#### （1）本RS制度及び本割当契約の概要

本RS制度は、対象取締役に対し、対象取締役の役位及び当社の業績に応じて決定される数の当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）を交付する株式報酬制度であり、本割当契約において具体的な支給額や条件について各対象取締役と合意します。

#### （2）譲渡制限期間

対象取締役は、5年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとします。

#### （3）無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に退任した場合又は法令若しくは当社の内部規程の違反等一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な無償取得事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することとします。

#### （4）譲渡制限の解除

上記（2）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日より譲渡制限期間の開始日の属する事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会の開始日までの期間（以下、「本対象業務提供期間」といいます。）、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式

の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記（３）に定める無償取得事由に該当することなく、本対象業務提供期間が満了する前に退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（５）残余株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（４）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（６）事業再編の場合の処理

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める一部の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、社会経済活動の正常化に伴う人流の活発化、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の回復、雇用や所得環境の改善等が見られました。一方で、不安定な国際情勢を背景とする原材料・エネルギー価格の高騰や為替動向、賃金上昇を上回る物価上昇の影響等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような市場環境のもと、当社グループは『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』というパーパスの実現に向けて、重点課題に取り組みました。

通信販売において、化粧品の「PERFECT ONE」では、CRM強化によるLTV最大化への取り組みにより、複数商品の定期顧客比率や定期購入の顧客単価等が継続して上昇し、国内売上高は前年並で着地しました。一方で、海外販売の事業戦略見直しや、つめかえ用商品販売拡大による売上単価減少の影響により、ブランド売上高では減収となりました。また、ミドル世代の獲得による顧客ポートフォリオの拡大については、引き続き課題であり、来期以降も継続して取り組んでまいります。「PERFECT ONE FOCUS」では、若年層から人気の高い主力商品のクレンジングバームで販売好調が継続したことに加えて、人気キャラクターを起用した限定デザインパッケージの発売や外部ECモールにて実施したインフルエンサーとの大型施策が奏功し、EC売上高が大きく拡大しました。また、主力商品に続くヒット商品の拡充に取り組み、新たな商品ラインナップとして美容液「VCLレチ スムースセラム」を発売し話題となりました。ヘルスケアでは、「Fun and Health」の主力商品である機能性表示食品「Wの健康青汁」による新規顧客獲得と定期顧客の増加により、高い成長率を継続しました。3月に発売した新商品「Slimore Coffee (スリモアコーヒー)」はテスト販売が好調に推移し、新たな柱へと成長させるべくマーケティング投資拡大フェーズへ移行しました。また、Wellness Foodにおいては、主力商品のアマニ油やMCTオイルのEC販売が、ECモールのセールイベント好調やTV放映をフックとする需要増加により着実に成長しました。

卸販売においては、「PERFECT ONE」のドラッグストア展開における1店舗当たり売上高の引き上げを重視する戦略を推進加速させながら、着実に展開店舗数を拡大させました。また、インバウンド需要獲得に向けた新たな販促の取り組みを推進しました。「PERFECT ONE FOCUS」では、4月に定番化した商品「パーフェクトワンフォーカス スムースクレンジングバーム ディープブラック」の販売拡大や販促の取り組みにより、1店舗当たり売上高の良化が継続し、大幅成長しました。Wellness Foodは、ドラッグストアへの販路拡大や、PB商品の展開拡大により着実に成長しました。

海外販売においては、昨年度に子会社を設立した米国にて「PERFECT ONE」 「PERFECT ONE FOCUS」のオフライン通販・ECともにテスト販売を開始しました。

雑誌掲載やインフルエンサーとのタイアップ等のPR施策も並行して実施し、米国内の認知度向上に取り組みました。東アジア・ASEANでは、事業戦略見直しの影響によりマイナス売上高での着地となりましたが、新たな展開に向けた戦略の再構築を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は40,043百万円(前年同期比6.3%増)、営業利益は4,176百万円(前年同期比11.3%増)、経常利益は4,103百万円(前年同期比10.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,795百万円(前年同期比16.7%増)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、卸販売及び海外販売であります。卸販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

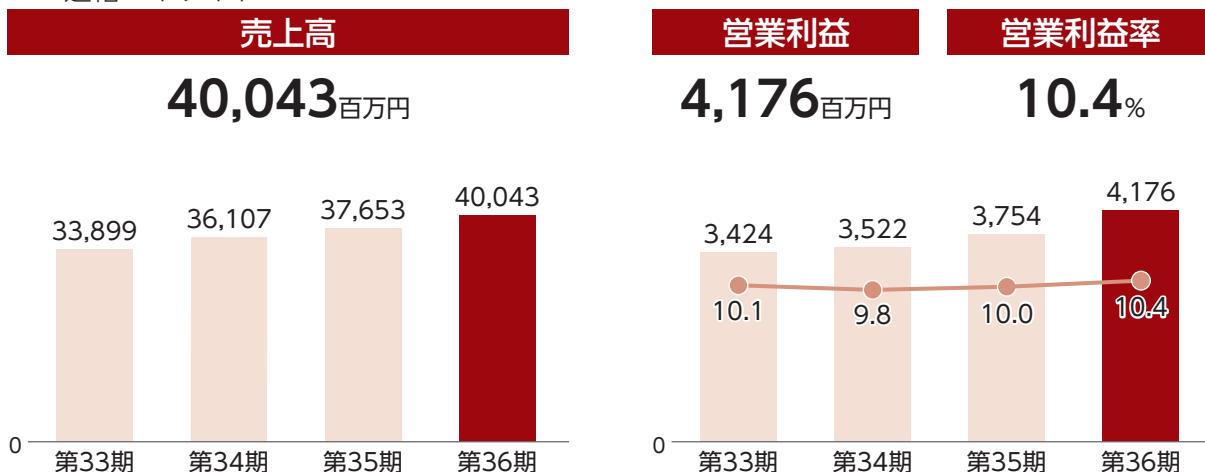
当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、1,720百万円増加して27,222百万円となりました。これは主に、現金及び預金が822百万円、売掛金が1,119百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて、410百万円減少して5,430百万円となりました。これは主に、買掛金が397百万円、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が192百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて、2,131百万円増加して21,792百万円となりました。これは主に、利益剰余金が2,085百万円増加したことによるものであります。

連結ハイライト

(単位：百万円、%)



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施いたしました設備投資等の総額は432百万円(無形固定資産を含む)であり、その主なものはITインフラに関する投資206百万円、基幹システムの強化に関する投資131百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第33期	第34期	第35期	第36期
	(令和3年9月期)	(令和4年9月期)	(令和5年9月期)	(当連結会計年度) (令和6年9月期)
売上高(百万円)	33,899	36,107	37,653	<b>40,043</b>
営業利益(百万円)	3,424	3,522	3,754	<b>4,176</b>
経常利益(百万円)	3,415	3,487	3,721	<b>4,103</b>
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,323	2,357	2,394	<b>2,795</b>
1株当たり当期純利益(円)	107.72	109.91	111.37	<b>129.69</b>
総資産(百万円)	23,240	23,857	25,501	<b>27,222</b>
純資産(百万円)	16,180	17,918	19,661	<b>21,792</b>
1株当たり純資産額(円)	747.34	826.51	906.72	<b>1,006.66</b>

(注) 第34期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第33期については、暫定的な会計処理の確定による取得価額の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第33期	第34期	第35期	第36期
	(令和3年9月期)	(令和4年9月期)	(令和5年9月期)	(当事業年度) (令和6年9月期)
売上高(百万円)	33,684	35,172	36,746	<b>39,030</b>
営業利益(百万円)	3,483	3,449	3,724	<b>4,390</b>
経常利益(百万円)	3,474	3,421	3,700	<b>4,399</b>
当期純利益(百万円)	2,384	2,343	2,410	<b>3,069</b>
1株当たり当期純利益(円)	110.54	109.26	112.10	<b>142.40</b>
総資産(百万円)	21,738	22,534	25,746	<b>27,390</b>
純資産(百万円)	16,241	17,969	19,719	<b>22,099</b>
1株当たり純資産額(円)	750.19	828.84	909.44	<b>1,020.91</b>

## (5) 重要な子会社の状況

名称	資本金	主要な事業の内容	議決権比率 (%)
株式会社フラット・クラフト	150百万円	食品の輸入、卸及び販売	100.0
PERFECT ONE US Co.,Ltd.	2,140千米ドル	化粧品等の販売	100.0

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、令和6年11月に新たな中期経営計画「Growth Next 2027」を策定いたしました。令和7年度から令和9年度までを対象年度としており、『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』というパーパスの実現へ向けたグローバル展開における基盤固めの期間として位置づけ、中期経営目標「令和9年9月期 売上高520億円・営業利益60億円・営業利益率11.5%」の達成をめざしてまいります。また、ROEは15%以上を目標とし、連結配当性向は35%以上といたします。これらの経営目標達成に向けて、全社戦略のもと4つの重点活動とそれを支える事業戦略及び全社基盤強化に取り組み、持続的な成長を実現してまいります。

具体的には、市場トレンドとVOC\*、独自価値戦略を掛け合わせ、スピーディーな商品開発からデータベースマーケティングでシェアを拡大する全社戦略を展開します。全社戦略に基づく重点活動として以下の4つに取り組みます。

\*：Voice Of Customerの略

## ① PERFECT ONEのターゲットを拡大しミドル世代獲得

PERFECT ONEは、スキンケアからオールケアやボディケアへと商品ラインナップを拡充しトータルビューティブランドへと進化させ、ターゲットをミドル世代まで拡大することで、シニア世代からミレニアル世代まで全世代へ通じるブランドをめざします。また、お客さま一人ひとりのニーズに合わせたコミュニケーションに向けて、オフライン通信販売、EC、卸販売の各チャネルを連携させ、オムニチャネルの構築をめざします。

## ② データベースマーケティング強化による新規事業・新商品でLTV最大化

お客さまとの出会いを増やし、美と健康の分野でお客さま満足度とQOLの最大化に貢献します。また、当社の強みであるデータベースマーケティングを通して、新しいお客さまにフィット感のある新規事業や新商品を開発し、新たなご提案をすることで、LTVも最大化させます。

---

③米国を中心としたグローバル成長戦略の展開

海外販売においては、さらなる成長のため米国を起点として新規市場を拡大し、グローバルでのPERFECT ONEのブランド力を強化いたします。日本の通販企業におけるグローバル展開の先駆者となるべく、米国においてマーケティング手法の成功モデルを確立し、展開地域を拡大させます。また、アジアでは、現地との強固なパートナーシップを構築しスピーディーに展開すべく、新たな戦略のもとフィジビリティスタディを開始いたします。

④新商品・新サービス強化による事業成長の加速

さらなる事業成長のため、AIを活用したヒット商品の開発やスピーディーな商品開発体制としくみの構築を行います。それに加え、研究開発の強化や顧客ロイヤリティの向上に努め、お客さまの世代やライフステージに合わせた新商品・新サービスを展開いたします。

また、これらの重点活動を支えるため、成長戦略やブランド戦略、チャネル戦略等の事業戦略に加え、IT・デジタル拡大、人財資本経営、コスト構造改革、財務戦略等の全社基盤強化にも取り組んでまいります。

## (7) 主要な事業内容（令和6年9月30日現在）

当社グループは、当社と連結子会社2社(株式会社フラット・クラフト、PERFECT ONE US Co.,Ltd.)で構成されており、『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』というパーパスの実現に向け、化粧品及びヘルスケア商品の商品開発、販売を行っております。

当社グループにおける販売チャネルごとの取扱商品や事業内容は以下のとおりであります。

### ① 販売チャネル

#### I 通信販売

化粧品及びヘルスケア商品を通信販売で国内の個人のお客さまへ販売しております。テレビや新聞、雑誌等のメディアへ出稿している広告を見てお問い合わせいただいたお客さまに対し、コールセンターのコミュニケーターがご注文を受けるとともに、商品の提案と様々なサポートを行っております。通信販売では、お客さまに商品を長くご利用いただくために「お買いものサービス」を提案しております。同サービスの中でも「定期購入サービス」は、ご注文いただいた商品を定期的にお届けするサービスで、累計購入金額に応じて設定されるステージごとに、定期購入割引価格にて商品を販売しております。

化粧品及びヘルスケア商品は、お電話だけでなく、オンラインショップでの販売も行っております。ご注文いただいた商品は、物流センターで梱包・出荷を行い、全国のお客さまへお届けしております。

#### II 卸販売

化粧品及びヘルスケア商品をドラッグストアやGMS\*、バラエティショップ等の取扱店及び販売代理店への卸販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。

\*：General Merchandise Store（総合スーパー）

#### III 海外販売

海外では、中国や台湾、香港などの東アジアとタイ、シンガポール、ベトナム等のASEANにてECを中心に販売しておりましたが、事業戦略の見直しを進めており、新たな展開に向けた戦略の再構築を行っております。また、令和5年7月に海外子会社を設立した米国では、オフライン通販・ECともにテスト販売を開始しております。

## ② 取扱商品

当社グループが取り扱っている主な商品及びブランドは、次のとおりです。

### I 化粧品

#### A. PERFECT ONE (パーフェクトワン)

多様化する女性の生き方に寄り添うスキンケアブランドとして、平成18年に誕生したPERFECT ONEは、ブランドメッセージ「シンプルケアこそ、肌本来の美しさへ」を掲げ、多機能な商品を展開しております。オールインワン洗顔による「落とす」、オールインワン美容液ジェル・セラムによる「満たす」、オールインワンファンデーションやUVパウダーによる「魅せる」という3つのステップで完結するシンプルスキンケアを提案し、世界中の人々の美しさを叶えるオールインワンビューティーブランドをめざします。

中でも、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地・ネッククリームの最大7役を1品で果たす主力商品である「パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ」は、顔用保湿ジェル市場売上世界No.1として、ギネス世界記録™に認定\*されております。

\*：TFCO 株式会社調べ「最大の顔用保湿ジェルブランド」

(パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ 2022 年1月～12 月販売実績)

#### B. PERFECT ONE FOCUS (パーフェクトワンフォーカス)

PERFECT ONE FOCUSは、20代～30代の毛穴悩みにフォーカスしたグローバルコスメブランドをめざし、一人ひとり異なる肌質や体質を研究し、植物のチカラで美しさを引き出します。

毛穴の黒ずみをスッキリ落としながらも高保湿を叶える「モイスタチャーライン」と、敏感肌の毛穴悩みにフォーカスした「センシティブライン」を展開しており、両ラインとも、化粧水・乳液・クリーム等の6役を1品で果たすオールインワン美容液ジェルと、メイク落とし・洗顔・毛穴ケア・角質ケア・保湿・マッサージの6役を1品で果たすクレンジングバームを販売しております。また、数量限定で発売し、高い評価を得た「スムースクレンジングバーム ディープブラック」も今期より定番商品に加わった他、毛穴悩みにフォーカスした商品として、こだわりの厳選成分を多数配合した美容液等を数量限定で販売しております。

## II ヘルスケア

### A. Fun and Health (ファンアンドヘルス)

お客さまのお悩みに寄り添い、人生を豊かにするヘルスケアブランドとして、栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするため、サプリメントや青汁等の健康食品、医薬品のヘルスケア商品を展開しております。

健康食品では、体脂肪や血中中性脂肪、高めの血圧が気になる方のためにエラグ酸とGABAを含んだ機能性表示食品「Wの健康青汁」や、コーヒー由来のクロロゲン酸配合で肥満気味の方の気になるお腹の脂肪（内臓脂肪）の減少をサポートする機能性表示食品「Slimore Coffee（スリモアコーヒー）」、ひざ関節に違和感のある健常な中高年の方の、日常的なひざ関節の動きや歩行能力の向上をサポートし、肥満気味の方のお腹の脂肪減少を助ける成分を配合した機能性表示食品「ロコアタックEXトリプルファイン」等の商品をシニア世代を中心に販売しております。医薬品では、イボ・肌あれに有効なハトムギの種子ヨクイニンから成分を抽出し、飲みやすい錠剤にした「新日本製薬の生薬ヨクイニンエキス錠SH」等の商品を販売しております。

### B. Wellness Food (ウェルネスフード)

ワンランク上の健康を叶え、新たなライフスタイルを提案するウェルネスフードブランドとしてグループ会社の株式会社フラット・クラフトが製造・販売しております。中鎖脂肪酸のみで構成され健康効果の期待が高い食用油「MCTオイル」やオメガ3脂肪酸が豊富に含まれる「アマニ油」など、健康志向が高いお客さまへ向けたヘルスケア商品を販売しております。

## (8) 主要な営業所（令和6年9月30日現在）

	名 称	所 在 地
当 社	本社	福岡県福岡市中央区
	東京オフィス	東京都千代田区
	物流センター	福岡県福岡市博多区
	吉塚オフィス	福岡県福岡市博多区
	糸島コールセンター	福岡県糸島市
子会社	株式会社フラット・クラフト	福岡県福岡市中央区
	PERFECT ONE US Co.,Ltd.	米国デラウェア州

## (9) 従業員の状況（令和6年9月30日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
316名	9名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。  
2. 従業員数には臨時従業員（無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
309名	8名増	38.2歳	8.0年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への受入出向者を含む就業人員数であります。  
2. 従業員数には臨時従業員（無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。  
3. 平均年齢、平均勤続年数には、受入出向者を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先（令和6年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	203百万円
株式会社西日本シティ銀行	39百万円

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（令和6年9月30日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,855,200株 |
| (3) 株主数      | 31,817名     |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率 (%)
山田 英二郎	4,530,000 株	21.00
山田 恵美	3,147,500 株	14.59
株式会社ラプリス	2,980,600 株	13.82
公益財団法人新日本先進医療研究財団	1,789,200 株	8.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,030,300 株	4.78
後藤 孝洋	862,152 株	4.00
新日本製薬社員持株会	138,000 株	0.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	121,400 株	0.56
佐川印刷株式会社	116,000 株	0.54
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	95,500 株	0.44

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式280,773株があります。  
2. 持株比率は保有する自己株式280,773株を控除して算出しております。

### (5) 当連結会計年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	普通株式 12,437株	2名

### 3 会社の新株予約権等に関する事項（令和6年9月30日現在）

当連結会計年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

令和元年12月20日開催の取締役会決議による新株予約権（割当日：令和2年1月17日）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - I 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。
  - II 新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
    - A. 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで  
割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
    - B. 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで  
割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数  
ただしA. に定める数を含むものとする
    - C. 令和5年10月1日以降  
割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数  
ただしA. B. に定める数を含むものとする
  - III 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合は、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 令和3年10月1日から令和7年9月30日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	287個	普通株式 28,700株	1名

## 4 会社役員に関する事項（令和6年9月30日現在）

### (1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長CEO	後藤孝洋		
専務取締役COO	福原光佳	株式会社フラット・クラフト PERFECT ONE US Co.,Ltd.	代表取締役社長 President
取締役	村上晴紀		
取締役	柚木和代	イオン北海道株式会社 イオン九州株式会社	社外取締役 社外取締役
取締役	安田幸代	株式会社CLホールディングス 株式会社LegalOn Technologies	社外取締役 事業開発責任者
取締役（常勤監査等委員）	善明啓一		
取締役（監査等委員）	田邊俊	田邊法律事務所	代表弁護士
取締役（監査等委員）	中西裕二	中西裕二公認会計士事務所 中西裕二税理士事務所 株式会社エクスプレオ	代表 代表 代表取締役

- (注) 1. 取締役村上晴紀氏、柚木和代氏、安田幸代氏、善明啓一氏、田邊俊氏及び中西裕二氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、善明啓一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）中西裕二氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
5. 当社は、令和5年12月19日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、常勤監査役善明啓一氏並びに監査役田邊俊氏及び中西裕二氏はそれぞれ取締役（監査等委員）に就任しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った場合等、一定の免責事由がございます。被保険者は、当社及び会社法上の全ての子会社の役員、執行役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員となっております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。

### (5) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### I 取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」といいます。)を定めております。当該決定方針に関しては、指名報酬諮問委員会の審議、同委員会からの答申を経て、取締役会の決議により決定しております。

##### II 決定方針の内容の概要

基本方針として、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

また、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット制度、以下、「PSU制度」といいます。)及び退職慰労金の代替となる株式報酬(リストラクテッド・ストック制度、以下、「RS制度」といいます。)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、貢献度を踏まえ、当社の業績や同業・同規模他社の水準を考慮するなど総合的に勘案し、指名報酬諮問委員会における審議及び同委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決定するものとしております。

(業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針)

PSU制度に基づく報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)が株主との一層の価値共有を図るため業績指標(KPI)を反映した株式報酬としております。各事業年度及び対象期間(3年間)の各取締役の目標値に対する達成度合いに応じて算出された報酬金額に基づいて取締役会の決議により当社の普通株式を3年ごとに支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

RS制度に基づく報酬は、譲渡制限付株式とし、役位等に応じて算出された報酬金額に基づいて当社の普通株式を毎年交付するものとしております。なお、当該普通株式には30年間の譲渡制限期間を設定し、原則として退任時に譲渡制限を解除するものとしております。金銭報酬債権の算定の基礎となる金額や倍率等については、経済状況又は当社の財務状態の変化並びに法令、会計及び税制の改正等に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

(取締役の個人別の報酬等における種類別の割合の決定に関する方針)

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関しては、業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、

基本報酬：PSU制度に基づく報酬：RS制度に基づく報酬=75：12.5：12.5  
としております(KPIを100%達成した場合)。

Ⅲ 取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬額については、代表取締役、専務取締役及び独立社外取締役3名で構成される指名報酬諮問委員会において、当該決定方針に基づき各取締役の職務内容、貢献度及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど多角的に審議した上で、その審議内容を取締役会に答申するものとしております。取締役会は、基本的に指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

I 基本報酬

令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の金銭報酬額の限度額は年額200百万円以内(うち社外取締役分は50百万円以内)と決議しております(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)。当該株主総会終結時の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は3名)であります。監査等委員である取締役の報酬額の限度額は、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において、年額50百万円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

II 株式報酬

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。)の報酬には株式報酬制度を導入しており、業績連動型の株式報酬(PSU制度)と退職慰労金の代替となる株式報酬(RS制度)により構成されております。いずれの制度も、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において決議しております(当該株主総会終結時の員数は2名であります。)

なお、役員退職慰労金制度については、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において廃止することを決議いたしました。現在は、前述の役員退職慰労金に代わる株式報酬制度(RS制度)を運用しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	129 (16)	99 (16)	29 (-)	7(4) 名
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20 (20)	20 (20)	-	3(3) 名
監査役 (うち社外監査役)	6 (6)	6 (6)	-	3(3) 名
合計	155 (43)	125 (43)	29 (-)	10(7) 名

- (注) 1. 当社は、令和5年12月19日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役の支給人員及び報酬等は、本移行前の期間に係るものであります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬額は、株主総会で決議された年額200百万円(うち社外取締役分は50百万円)の範囲内において決定しております。
3. 監査等委員である取締役の基本報酬額は、株主総会で決議された年額50百万円の範囲内において決定しております。
4. 上記株式報酬の額には、PSU制度に基づく報酬(取締役14百万円)、RS制度に基づく報酬(取締役15百万円)を含んでおります。
5. PSU制度に基づく報酬は業績連動報酬であり、その算定の基礎として選定した主な業績指標は、当社グループの連結売上高及び連結営業利益の実績であります。当該指標を選定した理由は、取締役の業績達成への貢献意欲を高めるためであり、これにより、当社グループの企業価値の持続的な向上と、取締役が株主の皆さまと一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において決議したPSU制度に基づいて算定しております。
- なお、当連結会計年度の連結売上高・連結営業利益は、連結損益計算書に記載のとおりです。
6. 上記の取締役の支給人員には、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役柚木和代氏は、イオン北海道株式会社の社外取締役、イオン九州株式会社の社外取締役であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

取締役安田幸代氏は、株式会社CLホールディングスの社外取締役、株式会社LegalOn Technologiesの事業開発責任者であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)田邊俊氏は、田邊法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)中西裕二氏は、中西裕二公認会計士事務所・中西裕二税理士事務所の代表、株式会社エクスプレオの代表取締役であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	村上 晴紀	<p>当事業年度開催の取締役会10回中10回に出席しております。</p> <p>同氏は、化粧品・健康食品分野における広告宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。当事業年度は、各事業における毎月の予算執行状況とそれに伴う結果について、業務執行取締役に対する質疑や提言を積極的に行い、十分に監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>
取締役	柚木 和代	<p>当事業年度開催の取締役会10回中10回に出席しております。</p> <p>同氏は、百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理や海外勤務を通じた国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しております。</p> <p>当事業年度は、中長期的な事業戦略、毎月の予算執行状況、経営管理手法等について、業務執行取締役に対する質疑や提言を積極的に行い、業務執行の監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>
取締役	安田 幸代	<p>社外取締役就任後開催の取締役会7回中7回に出席しております。</p> <p>同氏は、企業における人財採用や組織開発、D&amp;IなどHR領域に携わってきた経験と見識を有しております。</p> <p>当事業年度は、人事に関する豊富な知識と経験に基づき、業務執行取締役とは異なる視点・観点から質疑や提言を積極的に行い、業務執行の監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して、公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>

区分	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	善 明 啓 一	<p>当事業年度開催の取締役会10回中10回、監査等委員会14回中14回に出席しております。(令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているため、移行前の取締役会3回と監査役会4回については監査役として出席しております。)</p> <p>同氏は、企業経営及び製造業における全社型の品質管理に関する豊富な経験と専門性を有しております。取締役会においては、業務の執行状況の確認や内部統制の状況について、適宜質問や提言をするなど、監査等委員としての役割を果たしております。</p> <p>それに加え、監査等委員会においては、内部監査室や社外取締役との連携を十分に行い、常勤監査等委員としての役割も果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	田 邊 俊	<p>当事業年度開催の取締役会10回中10回、監査等委員会14回中14回に出席しております。(令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているため、移行前の取締役会3回と監査役会4回については監査役として出席しております。)</p> <p>同氏は、長年にわたる弁護士としての経験と知見を有しております。企業法務に関する専門的知見から、取締役会に付議された議案に対し適法性の確認や、留意すべき事項について独立性・客観性のある立場から助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	中 西 裕 二	<p>当事業年度開催の取締役会10回中10回、監査等委員会14回中14回に出席しております。(令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているため、移行前の取締役会3回と監査役会4回については監査役として出席しております。)</p> <p>同氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。当社会計における適法性・適切性の確認や、内部統制の機能に関して独立性・客観性のある立場から発言・助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。</p>

## 5 会計監査人の状況（令和6年9月30日現在）

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等については、前連結会計年度までの監査時間の実績、監査内容及び会計監査人から提示された監査計画等を総合的に勘案、協議し、監査等委員会の同意の上、監査報酬を決定しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (令和6年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,062</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,873</b>
現金及び預金	16,341	買掛金	548
売掛金	4,291	1年内返済予定の長期借入金	177
棚卸資産	2,028	未払金	2,270
前払費用	358	未払費用	175
その他	87	未払法人税等	841
貸倒引当金	△44	契約負債	239
		賞与引当金	229
		その他	392
<b>固定資産</b>	<b>4,160</b>	<b>固定負債</b>	<b>556</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,953</b>	長期借入金	76
建物及び構築物	1,080	退職給付に係る負債	192
土地	639	長期未払金	168
その他	233	資産除去債務	101
		その他	17
<b>無形固定資産</b>	<b>1,340</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,430</b>
ソフトウェア	388	<b>純資産の部</b>	
のれん	712	<b>株主資本</b>	<b>21,688</b>
その他	238	資本金	4,158
<b>投資その他の資産</b>	<b>866</b>	資本剰余金	4,088
投資有価証券	324	利益剰余金	13,971
繰延税金資産	505	自己株式	△529
その他	175	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>29</b>
投資損失引当金	△138	為替換算調整勘定	26
		退職給付に係る調整累計額	3
		<b>新株予約権</b>	<b>74</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,222</b>	<b>純資産合計</b>	<b>21,792</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,222</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		40,043
売上原価		8,230
売上総利益		31,812
販売費及び一般管理費		27,635
営業利益		4,176
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	1	
受取賃貸料	13	
受取保険金	51	
受取補償金	27	
その他	8	110
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	11	
投資有価証券評価損	13	
固定資産除却損	7	
情報セキュリティ対策費	51	
商品自主回収関連費用引当金繰入額	80	
その他	19	184
経常利益		4,103
特別利益		
投資損失引当金戻入額	6	6
税金等調整前当期純利益		4,110
法人税、住民税及び事業税	1,337	
法人税等調整額	△22	1,314
当期純利益		2,795
親会社株主に帰属する当期純利益		2,795

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (令和6年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>22,324</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,737</b>
現金及び預金	15,947	買掛金	534
売掛金	4,156	1年内返済予定の長期借入金	173
商品	1,559	未払金	2,248
貯蔵品	205	未払費用	170
前払費用	350	未払法人税等	841
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	70	契約負債	239
その他	79	賞与引当金	229
貸倒引当金	△44	その他	301
<b>固定資産</b>	<b>5,066</b>	<b>固定負債</b>	<b>553</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,951</b>	長期借入金	70
建物	1,071	退職給付引当金	197
構築物	7	長期未払金	168
機械及び装置	16	資産除去債務	101
車両運搬具	2	その他	16
工具、器具及び備品	214	<b>負債合計</b>	<b>5,291</b>
土地	639	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>521</b>	<b>株主資本</b>	<b>22,025</b>
ソフトウェア	386	資本金	4,158
その他	134	資本剰余金	4,088
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,593</b>	資本準備金	3,943
投資有価証券	324	その他資本剰余金	145
関係会社株式	459	<b>利益剰余金</b>	<b>14,308</b>
関係会社長期貸付金	1,267	利益準備金	50
繰延税金資産	506	その他利益剰余金	14,257
その他	173	繰越利益剰余金	14,257
投資損失引当金	△138	<b>自己株式</b>	<b>△529</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,390</b>	<b>新株予約権</b>	<b>74</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>22,099</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,390</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,030
売上原価		7,664
売上総利益		31,365
販売費及び一般管理費		26,975
営業利益		4,390
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	1	
受取賃貸料	13	
受取保険金	51	
業務受託料	15	
その他	12	98
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	10	
投資有価証券評価損	13	
固定資産除却損	7	
情報セキュリティ対策費	51	
その他	5	89
経常利益		4,399
特別利益		
投資損失引当金戻入額	6	6
税引前当期純利益		4,406
法人税、住民税及び事業税	1,329	
法人税等調整額	8	1,337
当期純利益		3,069

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

令和6年11月13日

新日本製薬 株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次 男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高尾 圭 輔  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

令和6年11月13日

新日本製薬 株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊藤次男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高尾圭輔  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行する前の令和5年10月1日から同年12月19日（定時株主総会終結時）までの監査については、各監査役及び監査役会が実施した監査内容を引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認のうえ当事業年度の監査報告としております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年11月19日

新日本製薬株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）	善 明 啓 一	Ⓔ
監 査 等 委 員（社外取締役）	田 邊 俊	Ⓔ
監 査 等 委 員（社外取締役）	中 西 裕 二	Ⓔ

以 上

## TOPICS



### 【PERFECT ONE】

#### パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズが 世界売上No.1としてギネス世界記録™に認定\*1

当社の主力商品「パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ」が、世界で最も売れている顔用保湿ジェルブランドとしてギネス世界記録™に認定\*1され、2024年2月にギネス世界記録™認定証授与式を開催いたしました。

パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルは「忙しくてスキンケアに時間がかけられない。手間をかけずにケアできる商品があったらいいな」というお客様の声を受け2006年に誕生しました。誕生から18年、今では6秒に1個売れており\*2、多くの方に支持される商品となりました。パーフェクトワンは世界中の一人でも多くの方の笑顔あふれる毎日をつくるため、お客様の声を大切にしながら、これからも「新しい」価値を届けてまいります。

\* 1 : TFCO株式会社調べ「最大の顔用保湿ジェルブランド」  
(パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ 2022年1月～12月販売実績)

\* 2 : 2022年10月～2023年9月販売実績 (パーフェクトワン美容液ジェルシリーズ)

## TOPICS

### 【海外事業】 米国に進出、通信販売でテスト展開をスタート

2023年7月に米国に子会社を設立し、テスト展開を本格的に開始しました。当社の強みを活かし、テレビやオンラインショップでの通信販売で『パーフェクトワン』と『PERFECT ONE FOCUS』を展開しております。米国での認知度向上のため、雑誌やSNSでプロモーション活動を行いながらテストマーケティングを推進しており、今後もさらなる成長のため、米国を中心にグローバル成長戦略を展開いたします。



### 【PERFECT ONE FOCUS】 「LDK」バームクレンジング部門でA評価を獲得

毛穴の黒ずみにフォーカスしたクレンジングバーム「スムーズクレンジングバーム ディープブラック」が、クレンジング力や使用感などを評価され、テストする女性誌「LDK」2024年6月号にてバームクレンジング部門でA評価を獲得しました。PERFECT ONE FOCUSは、SNSでのプロモーションやインフルエンサーとの施策により20代～30代を中心に人気を集めており、急成長しております。

### 【Fun and Health】 公式アプリの配信開始

ヘルスケアサポートアプリ「Fun and Health-毎日の健康習慣を楽しくサポート」の配信を開始しました。機能性表示食品の青汁市場で国内売上No.1\*の「Wの健康青汁」をはじめとする様々な商品をお客さまのお悩み・目的に応じてご提案する便利なショッピング機能を備えています。加えて、歩数計測機能やお散歩中に近くのおすすめスポットをチェックできる機能、管理栄養士監修の料理レシピ、健康・美容にまつわるコラムの配信など、毎日のヘルスケアに役立つ便利な機能が盛りだくさんのアプリです。

\*：TPCマーケティングリサーチ調べ（2023年のメーカー出荷）



## 新日本製薬のサステナビリティに関する取り組み

新日本製薬は、持続可能な社会の実現と当社の持続的な成長のため優先的に取り組む必要がある6つのマテリアリティを特定しています。また、特定したマテリアリティに目標を設定し、サステナビリティ委員会の監督のもと、目標達成に向けた取り組みを推進しています。

### 新日本製薬グループのマテリアリティと目標

	マテリアリティ	項目	目標
環境	環境問題への対応	適正な在庫回転率の維持	25
		エコフレンドリーな緩衝材の使用率	2030年度までに100%
		化粧箱・配送箱での認証紙及び再生紙使用率	2030年度までに100%
		資源使用量の削減	2030年度までに30%削減 (2022年度比)
社会	顧客満足向上のための商品・サービス提供	顧客満足向上のための独自評価項目の整理と目標の設定	2024年度までに完了
	責任あるサプライチェーンマネジメント	サステナビリティを考慮した調達方針の策定	2023年度までに完了
		調達方針に基づいたサプライヤーへの啓発活動の実施	2024年度
	女性活躍の推進	女性管理職 <sup>※</sup> 比率 ※課長級以上	2030年度までに30%以上
		育児・介護と仕事の両立ができる制度構築 現行制度の見直しと新たな制度の構築	2024年度までに完了
		社内の乳がん検診の提供率	100%維持
		福岡県の乳がん検診受診率の向上	2026年度までに55%以上 <sup>※</sup> ※厚生労働省「国民生活基礎調査」2026公表見込みを参照予定
ガバナンス	コンプライアンス・リスクマネジメントの取り組み強化	重大なコンプライアンス違反件数	0件
		コンプライアンス・リスクマネジメントに関する研修受講率	100%
	個人情報の保護	情報セキュリティに関する重大事故件数	0件
		重大な個人情報漏洩件数	0件
		情報セキュリティや個人情報保護に関する研修受講率	100%

※達成年度の設定がないものは数値の維持

## 活動の事例

### 環境

### サステナブルな調達方針のもと「グループサプライヤーガイドライン」を策定

全てのお取引先さまと協働して責任あるサプライチェーンを構築するために、令和6年9月に「グループサプライヤーガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインは、お客さまへの安全で安心な商品の提供を持続可能にするために「社会的責任の遂行」と「サプライチェーン全体の持続的発展」の両立をめざすものです。今後も全てのお取引先さまとともに、持続可能な社会の実現に向け、サプライチェーン全体でサステナブルな調達活動に取り組んでまいります。

#### 【新日本製薬グループサプライヤーガイドライン】

法令遵守	法令・国際規範・社会規範を遵守した事業活動の実践	人権	人権・多様性の尊重 児童労働・強制労働の排除
公正・公平な取引	汚職・賄賂の禁止 反社会的勢力の排除 通報窓口の設置	労働	安心・安全な職場環境の整備 長時間労働の禁止 結社の自由・団体交渉権の尊重
	独占禁止法・下請法を遵守した 透明性の高い取引		品質保証
情報管理の徹底	機密情報及び個人情報の保護・管理	持続的な供給	安定供給体制の構築 持続可能な原材料の調達
環境に配慮した 事業活動	環境に配慮した商品・サービスの開発 廃棄物削減 CO <sub>2</sub> 削減 環境汚染防止対策 生物多様性の保全	情報開示	ステークホルダーへの適切な情報 開示

### 社会

### 「ピンクリボン運動月間」に合わせて啓発活動を実施

当社は、マテリアリティとして「女性活躍の推進」を掲げており、その目標の1つとして福岡県の乳がん検診受診率を2026年度までに55%\*以上にすることをめざしています。

毎年10月の「ピンクリボン運動月間」に合わせて、乳がんの正しい知識や早期受診の重要性を広く啓発するため、本社オフィスのピンクライトアップやピンクリボン特別募金を社内で実施しました。また、Jリーグ所属クラブのアビスパ福岡と、福岡市で乳がん啓発活動を行う認定NPO法人ハッピーマンマの協力のもと、試合会場にてピンクリボン運動イベントを開催するなど、社内外で啓発活動を実施しています。

\*厚生労働省「国民生活基礎調査」2026年公表見込みを参照予定



本社オフィスのピンクライトアップの様子







## 株主メモ

---

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	定時株主総会 毎年9月30日 期末配当 毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (ホームページのURL) (よくあるご質問(FAQ)のURL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031 <a href="https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/">https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/</a> <a href="https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal">https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal</a>
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 <b>公告掲載アドレス</b> <a href="https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/notice/">https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/notice/</a>
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所
証券コード	4931

---

### 株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主さまは、住所変更等のお届出及びご照会は、株主さまの口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主さまは、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

### 次回株主総会資料の書面による受領をご希望の株主さまへ

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領されたい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「電子提供制度」についての概要及び「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設の証券会社にお問い合わせいただくか、上記の三井住友信託銀行株式会社の電子提供制度に関するウェブサイトをご参照ください。

# 株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号 電話 092-781-0211  
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間



## ご案内

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 車いす等でご来場の株主さまには、会場内に専用スペースを設けております。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 地下からのホテルへの入口は、ご来場の時間によりご利用いただけない場合がございます。

## ● 交通のご案内

### 西鉄電車でお越しの場合

西鉄福岡(天神)駅中央口から連絡口(2、3F)

### 地下鉄でお越しの場合

市営地下鉄空港線天神駅 ▶ 6番出口から徒歩4分  
市営地下鉄七隈線天神南駅 ▶ 3番出口から徒歩4分

### JRでお越しの場合

JR博多駅 ▶ 市営地下鉄空港線 天神駅下車徒歩5分  
▶ 天神行き西鉄路線バス

### 高速バスでお越しの場合

西鉄天神高速バスターミナル ▶ 降車場出入口から連絡口(4、5F)



この印刷物は、環境にやさしい植物油インクを使用しています。  
printed with vegetable oil ink



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。